

令和4年度 第10回大和市総合計画審議会 会議録

- 1 日 時 令和5年3月29日（水） 14時00分～16時00分
- 2 場 所 市役所本庁舎 5階 研修室
- 3 出席者 委員11名（欠席3名）
対 面：池田、宇佐美、大西、小林、高尾、田中（寛）、中林、
長谷川、山元
オンライン：川渕、田中（孝）

（委員、敬称略）
- 4 傍聴人 なし
- 5 次 第
 - 1 開会
 - 2 議題
 - （1）健康都市やまと総合計画・後期基本計画骨子（案）について
（基本目標1、2、3、4）
※基本目標4は次回に持ち越し
 - 3 その他
- 6 会議資料
 - 資料 1 : 健康都市やまと総合計画・後期基本計画（案）

【議 事】

- 会長 : 議題(1)健康都市やまと総合計画・後期基本計画骨子(案)について、説明を求める。
- 事務局 : **【資料1について説明】**
- 会長 : まず、基本目標1について委員の意見を伺いたい。
- 委員 : 資料1の1ページ、めざす成果1-1-1「一人ひとりが健康づくりに取り組み元気で暮らしている」を「一人ひとりに健康づくりの習慣が定着し、元気で暮らしている」に変更したことについて、新型コロナの影響により市民の健康意識は高まったと考えられるが、運動や健康づくりの機会は減少したように思う。個人的には、健康づくりの習慣が定着したようには感じていないが、事務局の考えを教えてください。
- 事務局 : ご指摘の通り、新型コロナによる外出自粛等により、外で運動する機会は減少したと思う。「めざす成果」は今後に実現したい状態等を表現しており、現状を示しているものではない。後期基本計画の期間において、健康づくりの習慣が定着した状態を実現できるよう、取り組んでいきたいと考えている。
- 委員 : 健康意識の高まりを受けて、これから健康づくりの習慣が定着することを目指すという理解でよいか。
- 事務局 : その通りである。
- 委員 : 資料1の4ページ、めざす成果1-2-2「市立病院が地域の基幹病院としての役割を果たしている」において、指標として設定している紹介率と逆紹介率について、令和元年11月に市立病院が地域医療支援病院として承認されたが、その承認に必要な要件の一つだったと認識している。また、令和4年4月には、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化と連携の推進のために外来機能報告制度が施行されたが、現在、かかりつけ医がいない人の割合は、50%以上と言われている状況の中、市民に対し、まずはかかりつけ医を受診するということを伝えていく必要があり、周知や実行方法について、後期基本計画に記載した方がよいと考える。
- 事務局 : 外来医療の機能分化や病診連携を進めるとともに、市民に周知していくためには、市立病院と関係する市長部局が連携し、取り組んでいく必要があると考える。具体的な取り組み内容については、市立病院が策定する「市立病院経営計画」に記載するものと考えているが、後期基本計画の指標として設定する紹介率・逆紹介率については、所管課と十分に協議した上で目標値を設定したい。
- 委員 : 高齢化が進展する中、市民がかかりつけ医を持つことの重要性を認識することで、紹介・逆紹介の仕組みが一層有効に機能していくようにする必要があると考えため、啓発に努めていただきたい。
- 事務局 : いただいたご意見を所管課に伝える。
- 委員 : 資料1の3ページ、めざす成果1-1-1の指標「シニアクラブ会員数」について、近年、解散するクラブなどがあり、会員数は減少傾向である。会員でなくても元気で暮らしている方はいるので、会員数の増減だけで成果を計るのではなく、シニアクラブの実情を把握する方法を検討した

- 方がよい。会員の高齢化により活動内容が硬直化し、クラブの魅力が低下して退会する、そういったことが現状だと思う。
- 事務局 : 施策評価の際にいただいたご意見を踏まえ、シニアクラブの活動状況がわかる指標の設定について、所管課と調整し新規設定を検討している。会員数だけで成果の全てを計れるものではないが、増減の傾向を捉えた上で、課題等に対応していきたいと考えている。
- 会長 : シニアクラブの団体数は把握しているか。
- 事務局 : 把握している。
- 会長 : 団体数と会員数の両方を指標に設定した方が、シニアクラブの実情をより正確に把握できると思うので検討してもらいたい。
- 委員 : 資料１の３ページ、取り組み方針の５つ目に、こもりびとに対する市民の理解を深め、本人等の気持ちに寄り添った支援の充実を図る旨の記述がある。ひきこもりに至る背景は様々だが、一度そのような状態になってしまうと復帰が難しい社会になっているように感じる。具体的には、どのような支援策を考えているか。
- 事務局 : 市では、ひきこもることは良くないこととするのではなく、生きるための選択肢として、時にはひきこもることが必要な場合もあると考えている。市民にひきこもりについて正しく理解していただくとともに、当事者や家族に必要な支援を推進するため、令和４年９月に「大和市こもりびと支援条例」を制定したところである。
- 今後の支援策は所管課で検討していくものと認識しているが、現状、広報やまとや市ホームページ、講演会等を通じて市民の理解を深めるとともに、相談窓口配置している相談員「こもりびとコーディネーター」が、一人ひとりの状況にあわせた支援を行っていることを把握している。
- 会長 : 基本計画の体裁として、「現状と課題」や「取り組み方針」に記載されている一つ一つの内容と「めざす成果」の対応が明示されていないところ、めざす成果１－１－１、１－１－２のどちらにもこもりびとに関する指標がないが、こもりびとに関する取り組みはどちらのめざす成果に該当するのか。
- 事務局 : こもりびとに関する取り組みは、めざす成果１－１－２に該当する。前期基本計画策定時にはなかった取り組みなので、後期基本計画から新たな指標を設定できないか所管課と調整したい。
- 会長 : 資料１の２ページ、「現状と課題」の９つ目に「大人のひきこもりは全国的な課題として認識されてきています。」とあるが、こもりびと支援条例で定める「こもりびと」は大人に限定されるのか。子どものひきこもりをケアすることが、大人のひきこもりを減らすことにも繋がると思う。
- 事務局 : こもりびと支援条例において、こもりびとを大人に限定していることはない。子どもが当事者である場合は、教育委員会の青少年相談室に取り次ぐなど、年齢に応じて対応していると思う。誤解のないよう「現状と課題」の表現を修正したい。

- 委員 : 資料１の４ページ、めざす成果１－２－１の指標「休日夜間急患診療所（一次救急）の年間患者取扱件数」の設定理由等の欄に、新たな観点からの目標値設定を検討する旨の記載がある。この指標以外でも、前期基本計画で既に最終目標を達成した指標などは、目標値を設定し直した方がよいのではないか。
- 事務局 : 全ての指標において、目標値を設定し直す予定である。「休日夜間急患診療所（一次救急）の年間患者取扱件数」については、目標値の再設定だけではなく、設定の考え方の見直しも行いたいと考えているため、その旨を記載した次第である。
- 会長 : 資料１の３ページ、個別目標１－２の「現状と課題」の１つ目について、前期基本計画では、最初に「高齢化の進展に伴い、医療需要の増加が加速しています。」との記述があったが、後期基本計画（案）では削除されているため、団塊の世代が７５歳以上となる２０２５年に注目する理由がわかりづらくなっている。
重要なことは、後期基本計画の期間内に２０２５年を迎え、増加する医療需要に対応していく必要が生じるということである。前期基本計画と全く同じ文章にする必要はないと思うので、現在の案の「２０２５年を視野に入れながら」ではなく、より重要な課題として捉えていることがわかる表現とするよう検討してもらいたい。
- 事務局 : 承知した。
- 会長 : 続いて、基本目標２について委員の意見を伺いたい。
- 委員 : 介護の分野では、ヤングケアラーや介護離職、老老介護などの問題が起きており、介護する家族への支援も重要である。介護者教室に参加している人も多く、市民の関心も高いと思われる。資料１の６ページ、個別目標２－１の取り組み方針では、介護する家族への支援に関する方針が読み取りにくいので、より明確に書いた方がよい。
- 事務局 : 介護する家族への支援については、資料１の６ページ、「取り組み方針」の５つ目、在宅医療と在宅介護を切れ目なく提供できる体制の構築に努める旨の記述に含まれると考えるが、ご意見を踏まえ、記載内容の修正について所管課と調整させていただきたい。
- 委員 : 介護する家族にどの程度の経済的支援が必要なのかなど、ニーズの把握にも努めていただきたい。
資料１の７ページ、めざす成果２－１－２の指標「認知症サポーターとなっている市民の割合」の計算方法を教えてほしい。この指標は、認知症サポーター養成講座を受講した人のうち、実際にサポート活動をしている人の割合を表しているのか。
- 事務局 : 認知症サポーター養成講座受講者数を市内総人口で割り、算出している。認知症サポーターは、講座を通じて認知症を正しく理解した方のことであり、実際に何かしらの活動をしなければならないということではない。
- 会長 : 資料１の６ページ、めざす成果「おひとりさまが孤立を感じることなく、健康的な生活を送ることができている」を新たに追加しているが、「おひとりさま」を「一人暮らしの市民であって、年齢を重ねたことにより他者や社会との関わりを必要とする方」と定義し、高齢の方に限定して

- いる理由はなにか。
- 事務局 : 退職や配偶者との死別により、社会や地域との関わりが希薄になると心身の健康に悪影響を及ぼす可能性が示されていること、また、大和市では65歳以上の方を含む世帯における単身世帯の割合が約41%であり、全国平均の約35%を上回っていることなどが背景としてあり、市として一人暮らしの高齢の方を積極的に支援していく必要があると考え、そのような定義としている。
- 会長 : おひとりさまの定義に該当する人の数は把握しているのか。
- 事務局 : 65歳以上の方で、一人暮らしをしている方の人数として把握している。
- 会長 : 「年齢を重ねた」という表現は、65歳以上を指しているのか。
- 事務局 : 支援や相談の受付などにあたって年齢を限定するものではないが、基本的には65歳以上の方を想定して取り組んでいる。支援内容については、年齢に関係なく全市民に対して周知啓発を行っている。
- 会長 : 終活支援事業では、65歳未満の方にも対応しているのか。
- 事務局 : 対応している。また、一人暮らしに限らず、夫婦のみで暮らす世帯なども対象である。
- 会長 : そうすると、めざす成果2-1-1の指標「終活支援事業の累積登録者数」にはおひとりさま以外の方も含まれており、新しく追加しためざす成果「おひとりさまが孤立を感じることなく、健康的な生活を送ることができている」を的確に計る指標とは言えないのかもしれない。また、個別目標2-1が「高齢の方や障がいのある方への支援を充実する」であり、65歳以上の方を想定している中で、さらに「おひとりさま」に絞るとすると、めざす成果としては対象を限定し過ぎているようにも感じる。
- 委員 : 大和市は「70歳代を高齢者と言わない都市 やまと」宣言を行っているが、総合計画における「高齢の方」という表現は、何歳以上を指しているのか。取り組み内容によって異なるのか。
- 事務局 : 65歳以上を高齢者と定義する法律や制度は多く、そのような法律等と関連する場合は、その定義に準じている。総合計画における「高齢の方」という表現は、基本的に65歳以上の方を指しているものとお考えいただいても差し支えない。
- 委員 : 高齢の方でも、一人暮らしを自身のライフスタイルとして選択し、他者との関わりを求めている人もいる。また、近くに血縁者が住んでいて実質的には孤立していない人もいる。本当に支援を必要としている人を把握することは難しいように感じる。
- 事務局 : おひとりさまの定義は「他者や社会との関わりを必要とする方」としており、一人で生活することを希望する方にも、他者との関わりを持ってもらおうとするものではない。孤独を感じている高齢の方を把握することは難しいが、いつでも気軽に相談できる環境が整っていることを周知し、積極的に活用してもらえるように取り組みを進めていきたいと考えている。

- 委員 : 相談に来たおひとりさまに対し、市はどの程度プライベートな質問をするのか。軽い気持ちで相談できるのか。
- 事務局 : 相談者に過度なプレッシャーを与えることなく、相談内容に応じて対応していると思う。また、市ではこれまでおひとりさまの居場所づくりに力を入れてきたが、相談者にあった居場所やイベントの案内を行っているものと承知している。
- 会長 : おひとりさまが気軽に相談できることを、より一層宣伝しても良いと思う。
資料１の７ページ、個別目標２－２「助け合い、共に生きる福祉のしくみづくりを推進する」を、「助け合う福祉のしくみづくり」と「共に生きる福祉のしくみづくり」に分けるとすると、「現状と課題」の一つ目にある「行政と福祉の担い手とが連携して課題の解決に取り組む」が「共に生きる福祉のしくみづくり」に対応し、「現状と課題」の二つ目にある「地域福祉の推進に取り組む」が「助け合う福祉のしくみづくり」に対応すると考える。そのため、「現状と課題」の一つ目と二つ目の順番を入れ替えた方が良い。
- 事務局 : 修正する。
- 委員 : 資料１の８ページ、めざす成果２－２－１の指標「協議体の設置数」が、令和４年１２月時点で６箇所となったが、新型コロナの影響により、協議体の目的である支え合う活動ができなかった。数値目標の達成だけを良しとするのではなく、協議体がその役割を果たし、支え合いの地域づくりが推進されたかが重要である。なお、後期基本計画では、全地域での設置を目標とするべきだと考える。
- 事務局 : 全地域での設置とすると１１箇所になると思うが、いただいたご意見を踏まえ、所管課と目標値を調整したい。
- 会長 : 続いて、基本目標３について委員の意見を伺いたい。
- 委員 : 資料１の１１ページ、めざす成果３－１－１の指標「虐待通報に対する４８時間以内の対応率」について、４８時間以内という時間の根拠を教えて欲しい。
- 事務局 : 国が定めた市町村子ども家庭支援指針において、通告受理後の安全確認を４８時間以内に実施することが望ましい旨が示されていることを根拠としている。
- 会長 : 土日祝日を含めて４８時間以内ということか。
- 事務局 : その通りである。
- 委員 : 目標値はどのように設定する考えか。
- 事務局 : 今後、所管課と調整するが、１００％に設定することが適当ではないかと思う。
- 委員 : １００％を目指すべきであり、かつ、毎回１００％を達成する可能性が高い指標を、成果を計る指標として設定することは適切なのか。
- 事務局 : 本当に全ての通報に対応できているか検証する必要があると考える。後期基本計画で指標に設定し、継続して１００％を達成できるようであれば、その次の計画では成果指標にする必要はないのかもしれない。仮に１００％に達しなければ、未達となった原因を検証することで、施策の改善に繋がれると考えている。

- 会長 : 対応率だけでなく、対応の中身が重要である。虐待通報があり、家を訪問したけれど、虐待ではないと言われ帰ってきて、その後に子どもが亡くなるケースがある。つまり、後期基本計画で指標に設定して、100%を達成したことのみをもって次の計画の成果指標から外すのではなく、虐待が解消されたのかを検証しなければならない。虐待通報があった際の適切な対応と併せて、その後の結果をしっかりとフォローすることが、市に求められるのではないかと思う。できる限り虐待の解消までを見据えて成果指標を設定してもらいたい。
- 事務局 : 承知した。
- 委員 : 資料1の11ページ、めざす成果3-1-1の指標「3歳6か月児健康診査で、う蝕なしと判定された子どもの割合」について、目標値の設定理由を見直すとの記載があるが、どのような理由にする予定か。
- 事務局 : 現在、所管課で検討している。
- 委員 : 資料1の12ページ、めざす成果3-2-1「安心してこどもを預けることができる」の指標は、全て最終目標値まで達成しており、後期基本計画で再度指標に設定する意味があまりないように感じる。それよりも保育の質に関連する指標を設定した方がよいと思う。
- 事務局 : 保育の質に関連する指標として、「保育施設等に対する巡回訪問支援を実施した施設の割合」を新たに追加することを検討している。
「保育所等の待機児童数（各年4月1日）」については、実績値にゼロが続いており、常に待機児童がいないように見えるが、年度途中には待機児童数の変動があり、保育所の新設など、様々な取り組みを進めることで、各年4月1日時点ではゼロとなっている状況である。そのような状況を考えると、この指標を設定する意味はあるものと考えている。
- 会長 : 「放課後児童クラブの待機児童数（各年5月1日）」も同じような状況か。
- 事務局 : 放課後児童クラブについては、年度途中で待機児童は基本的に発生していないが、年々増加する入会需要に対し、定員拡大に取り組みゼロを達成している点は保育所と同様である。
- 委員 : めざす成果3-2-1「安心してこどもを預けることができる」に、保育所利用者の感想等のアンケート結果を指標として追加することはできないか。
- 事務局 : アンケートに類似するものとして、市民意識調査を定期的実施しており、その調査結果をいくつかのめざす成果の指標として設定している。市民意識調査の新規設問として設定することも可能であるが、設問数が増えたと回答率が低下する懸念がある。また、保育所の利用者ではない方も回答者に含まれるという課題もある。所管課でアンケートやニーズ調査を実施している可能性があるため、指標として活用できるものがないか確認したい。
- 会長 : めざす成果3-2-1に新しく追加する予定の「保育施設等に対する巡回訪問支援を実施した施設の割合」について、保育施設等は全部で何施設か。1年間で訪問しきれないぐらいの施設数なのか。

- 事務局 : 約80施設である。毎年度全ての施設への訪問を目標とすることについて検討したい。
- 会長 : 資料1で「新規設定を検討中」等と記載している指標もあるが、他の指標も含めて最終的に設定された指標とそれらの目標値を審議会で確認する機会はあるか。
- 事務局 : 後期基本計画の指標が確定するのは答申後になるため、来年度以降の審議会で示すことはできると思う。
- 会長 : 「保育所等の待機児童数（各年4月1日）」はゼロが続く見込みであり、その実績値の推移からは定員の確保に関する取り組みの実態がわからないようであれば、施策評価の際に実態が把握できるよう、保育所等の施設数などを指標に設定することについて検討してもらいたい。
- 委員 : アメリカで行われた調査で、保育所で過ごす時間が長くなるほど、問題行動を起こす児童が増える結果となったという趣旨の新聞記事があったが、そのようなこともあるのではないかと思う。まずは、家庭で子育てすることを第一とし、やむを得ない場合に限り、保育所を利用するといった考え方もあるのではないか。
- 事務局 : 保育所等に預けることの善し悪しを総合計画で定めることはない。大和市の実態に合った形で、大和市の街づくりをどうしていくかを示すものが総合計画だと考えている。市内では、共働きの家庭が増えており、働いている間に子どもを預けたいというニーズに応えるためには、どのような施策が必要なのかを総合計画に記載している。
- 会長 : 経済的な余裕があれば、結婚する人も家庭で子育てする人も増えるのかもしれないが、そのためには、国がしっかりと取り組む必要があると思う。自治体の役割は、子育てしやすい環境を整備して支援していくことだと思う。
- 委員 : 仕事をしながら子育てをする人が増えている現実があり、また、女性の権利の視点からも考える必要もある。経済的な理由からではなく、働きたいという女性も増えているため、現代社会に合った考え方が必要である。
- 会長 : 働き方や子育てについて、多様な選択ができるというのは、人権の一つだと思う。市民の選択肢を増やしておくことは大切なことである。
- 委員 : ロジックツリーを見ると、個別目標3-2「働きながら子育てができるようにする」の下にあるめざす成果は「安心してこどもを預けることができる」の一つのみである。働きながら子育てができるようにするための方法は預けることだけではないのではないか。親子の時間の確保をサポートするようなめざす成果を設定しても良いと思う。
- 事務局 : 個別目標3-2に新しくめざす成果を追加する場合、そのめざす成果に対応する事業は、生涯学習、文化、スポーツなどに関連する事業になるのではないかと思う。しかし、ロジックツリーとしては、他のめざす成果に属する事業を「再掲載」として新規めざす成果の下に持ってこざるを得ず、施策や事業を適切に展開できていない形になるかもしれない。適切な計画の体系が組めるのかも含め、検討させていただきたい。

- 委員 : 高齢者の地域包括支援はあるが、子育ての地域包括支援の実現を目指してはどうか。めざす成果を新たに追加する際の考え方の参考になればと思う。
- 会長 : 小学生も含め、児童クラブだけではなく、地域で子育て支援することなどをイメージして検討してもらいたい。
- 委員 : 続いて、基本目標4について委員の意見を伺いたい。
- 委員 : 資料1の17ページ、めざす成果4-2-2の説明文に「子どもが毎日安心して学校に通っています。」と記載されているが、資料1の16ページの「取り組み方針」では、『不登校特例校分教室』において、学校への登校のみを目標としない、社会的自立に向けた多様な学びを提供していきます」とあり、一致していないように思う。
- 事務局 : 所管課と調整の上、修正させていただきたい。
- 委員 : ロジックツリーにある施策の展開4-2-2-1「いじめの撲滅、不登校児童生徒の減少を図る」に違和感がある。「いじめの撲滅」とあるが、ちょっとした小競り合いやからかいなどを含めると、いじめは完全にはなくならないと思う。また、「不登校児童生徒の減少を図る」とあるが、実際には不登校の児童生徒はこれからも増えていくと思われるため、減少させるという、実現できない状態を目指すことになってしまう懸念がある。この施策の展開の表記について、実情を踏まえて検討した方がよい。
- 事務局 : 検討させていただきたい。
- 会長 : 時間の関係上、本日の審議についてはここで終了し、基本目標4については次回に持ち越しとしたい。今回の審議会に出た意見等については事務局でまとめることとする。

以 上